

## 議案第92号

### 幕別町新型コロナウイルス感染症関連融資に係る無利子融資円滑化基金条例

#### (設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）関連融資に対し、幕別町が行う利子補給の資金に充てるため、幕別町新型コロナウイルス感染症関連融資に係る無利子融資円滑化基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立)

第2条 基金として積み立てる額は、国から幕別町に交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の額に基づき、一般会計歳入歳出予算で定める。

#### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

#### (処分)

第5条 基金は、第1条に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

#### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の失効)

2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。